

〔商品説明書〕

普通預金

(2013年1月4日現在)

商品名	普通預金
販売対象	● 個人および法人
預入期間	● 制限なし
預入 預入方法 預入金額 預入単位	● 随時預入 ● 1円以上 ● 1円単位
払戻方法	● 随時払戻
利息 適用金利 利払方法 計算方法 課税方法	● 毎日の店頭表示の利率を満期日まで適用。なお、利率は金融情勢に応じて変動します。 ● 毎年2月と8月の当行所定の日はこの預金に組み入れします。 ● 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算 ● 20.315%の源泉分離課税（個人の場合） ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までに受取る利息については、復興特別所得税0.315%が追加課税され、20.315%の税金がかかります。
手数料	● キャッシュカードによる支払い等にあたっては、キャッシュカード規定によります。
付加できる特約事項	● 個人は総合口座の取扱いができます。 ● 決済用普通預金への変更の取扱いができます。 ※1 預金種類および口座番号は変更されません。 (給与振込、年金振込や公共料金等自動振替の変更手続きは不要です。) ※2 決済用普通預金から普通預金に変更することもできます。 ※3 変更にあたっては印紙代(200円)が必要となります。 ● マル優が利用できます
利率情報の入手方法	● 利率は店頭の金利表示ボードに表示しています。 もしくは窓口でお問い合わせください。
預金保険制度	● 預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。 ※ 預金保険制度について、くわしくは「預金保険制度」のパンフレットをご参照ください。
その他参考となる事項	● 各種料金等の口座振替、給与・年金・配当金等の受取口座として利用できます。

当行の指定紛争解決機関[※]：一般社団法人全国銀行協会

〔連絡先〕 全国銀行協会相談室

〔住所〕 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

〔電話番号〕 0570-017109 または 03-5252-3772

(注) 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）、受付時間：午前9時～午後5時

※ 〈 指定紛争解決機関 〉

- 指定紛争解決機関（一般社団法人全国銀行協会）は、銀行取引に関するトラブルについて中立・公平な立場で解決のための取組みを行います。
- 一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

〈 全国銀行協会相談室のご案内 〉

- 全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。
- ご相談・ご照会等は無料です。くわしくは、一般社団法人全国銀行協会ホームページをご参照ください。

<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>